

国立研究開発法人物質・材料研究機構 任期制職員採用等規程

平成18年3月31日
18規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）と期間の定めのある雇用契約を締結した任期制職員（以下「任期制職員」という。）及び「労働契約法（平成19年法律第128号。以下「労働契約法」という。）」第18条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を行った者（以下「無期労働契約転換職員」という。）について、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則（平成18年3月28日 18規程第47号。以下「任期制職員就業規則」という。）第37条第1項の規定に基づき、機構の任期制職員及び無期労働契約転換職員の採用手続、雇用期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用手続)

- 第2条 理事長は、任期制職員を採用する場合には、次の各号に掲げる手続によるものとする。
- (1) 国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和5年2月28日 2023規程第7号）第2章に規定するセンター、部門、分野、プラットフォーム、グループ、ユニット、チーム及び室の長（以下「所属長等」という。）は、公募に応じた候補者の中から選考により採用予定者を決定する。
 - (2) 所属長等は、前号により決定した採用予定者の採用について、当該組織を担当する理事（以下「担当理事」という。）の了解を得た上で、別に定める要領により理事長に申請する。
 - (3) 理事長は、前号の申請を承認した場合は、別に定める雇用契約書により、採用予定者と雇用契約を締結するものとする。
- 2 前項第3号の雇用契約書には、任期制職員就業規則第38条各号に掲げる労働条件等を記載するものとする。

(雇用の際の要件)

- 第3条 NIMSポスдок研究員及びICYS研究員は、雇入予定日において、博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）の取得後10年以内の者でなければならない。ただし、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（RPDに採用される者に限る。）の身分を持つ者については、この限りでない。
- 2 採用予定者が採用時において満年齢65年以上である場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならない。また、雇用期間を更新する場合も同様とする。
 - 3 NIMSジュニア研究員は、任期の途中で大学院生の身分を失った場合、雇用契約が終了する。ただし、単位取得後に大学院を退学し、退学後1年のうちに学位取得が見込める者に限り、退学後1年間の雇用を可能とする。

(労働条件の変更及び雇用契約期間の更新)

- 第4条 所属長等は、任期制職員就業規則第38条各号に掲げる労働条件等の変更が業務上特に必要であると認める場合は、速やかに変更事項について担当理事の了解を得た上で別に定める要領により、労働条件等の変更を理事長に申請するものとする。
- 2 所属長等は、任期制職員の雇用契約期間を更新することが適切であると認めるときは、担当理事の了解を得た上で別に定める要領により、雇用契約期間の更新を理事長に申請するものとする。
- 3 前項の雇用契約期間の更新は、年次審査申請書（別紙様式第1）を所属長等に提出し、契約更新の承認を得た者に限るものとする。
- 4 理事長は、第1項及び第2項の申請を承認した場合は、変更後又は更新後の雇用契約書により当該任期制職員と雇用契約を締結する。

（雇用期間）

- 第5条 任期制職員就業規則第39条第1項の任期制職員の雇用期間は、次の表の任期制職員の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の雇用契約期間欄に掲げる期間の範囲内で雇用契約書に定める期間とし、同表の最長雇用期間欄に掲げる期間の範囲内で、雇用契約期間を更新することができるものとする。ただし、理事長が特に認めた場合を除き、中長期目標期間を超える期間の雇用契約の締結はできないものとする。なお、定年制職員及び無期労働契約転換職員のうち満年齢65年未満の者が定年退職日以降又は満年齢60年に達した日以後に機構を退職した者（無期労働契約転換職員を除く。）の退職日以降に本人が雇用を希望した場合は、任期制職員として満年齢65年まで継続雇用する。ただし、任期制職員就業規則第43条第1項各号及び第2項各号のいずれか又は第62条第1項各号のいずれかに該当した場合はこの限りではない。

任期制職員の種類	雇用契約期間	最長雇用期間
一 NIMS 招聘研究員	5 年以内	5 年
二 NIMS 特別研究員	1 年以内	5 年
三 NIMS 特別専門職	1 年以内	5 年
四 NIMS ポスドク研究員	1 年以内	5 年
五 ICYS 研究員	3 年以内	5 年 ただし、産前・産後休暇期間、 出生時育児休業期間若しくは育 児休業期間又は二以上を併せた 期間がある者に限っては、これ らの期間を除く雇用契約期間が 5 年に達する日又は当初採用日 から 7 年を超えない日までのい ずれか短い期間
六 NIMS 招聘エンジニア	5 年以内	5 年
七 NIMS エンジニア職	1 年以内	5 年
八 NIMS ジュニア研究員	NIMS 連携大学 院本体予算雇用 の場合 博士課程 3 年 以内 修士課程 2 年 以内 上記以外の場合 1 年以内	修士課程入学前 1 年 修士課程在学中 博士課程入学前 1 年 博士課程在学中 単位取得退学後学位取得見込み 1 年
九 研究業務員	1 年以内	5 年
十 事務業務員	1 年以内	5 年
十一 嘱託職員	1 年以内	5 年又は満年齢 65 年までのい ずれか短い期間

- 2 前項の規定にかかわらず、NIMS 招聘研究員、NIMS 特別研究員、NIMS 特別専門職、NIMS 招聘エンジニア、NIMS エンジニア職、研究業務員又は事務業務員のうち、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき満年齢 65 年未満の者が定年退職日以降又は満年齢 60 年に達した日以後に機構を退職した者から再雇用される者の最長雇用期間は、5 年又は満年齢 65 年までのいずれか短い期間とする。

- 3 前2項の規定及び当初採用年月日にかかわらず、NIMS招聘研究員、NIMS特別研究員、NIMS特別専門職、NIMS招聘エンジニア、NIMSエンジニア職及び研究業務員は、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、最長雇用期間をさらに5年まで延長することができる。
- 4 当初採用年月日にかかわらず、任期制職員が他の任期制職員の種類に変更する場合の通算の最長雇用期間の取扱は別表1及び別表2のとおりとする。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、理事長が特に認めた者の雇用契約期間及び最長雇用期間については、個別の雇用契約書の定めるところによる。

(無期労働契約への転換の申込み)

第6条 次に掲げる任期制職員は、無期労働契約転換申込書(別紙様式第2)により理事長に無期労働契約転換を申込みすることができる。

- (1) 労働契約法第18条第1項の規定により無期労働契約転換職員への転換の権利が発生した者
- (2) 別に定める採用試験に合格した者
- 2 前項の申込みは、前項第1号に掲げる者にあつては、現に締結している雇用契約の期間の満了日の30日前まで、前項第2号に掲げる者にあつては、合格通知が届いた日から2週間が経過した日までに行わなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定により任期制職員から無期労働契約転換申込書が提出されたときは、当該申込みをした任期制職員に対し、速やかに無期労働契約転換申込み受理通知書(別紙様式第3)により受理したことを通知するものとする。

(無期労働契約転換後の労働条件)

第7条 無期労働契約へ転換した際の労働条件等については、原則として、転換した直前の雇用契約と同一とする。ただし、理事長は、業務上特に必要であると認める場合は、無期労働契約への転換に際し労働条件等の変更を行うことができるものとし、無期労働契約転換後においても同様とする。

(無期労働契約への転換及び労働条件等の変更に係る手続)

- 第8条 第6条第3項により通知を受けた任期制職員の無期労働契約への転換については、当該任期制職員の所属長等が別に定める要領により理事長に申請する。
- 2 所属長等は、労働条件等の変更が業務上特に必要であると認める場合は、担当理事の了解を得たうえで別に定める要領により、理事長に申請することができる。
 - 3 理事長は、前二項の申請を承認した場合は、転換後又は変更後の雇用契約書により、無期労働契約転換職員と雇用契約を締結するものとする。

(無期労働契約転換職員の評価)

第9条 無期労働契約転換職員の評価は、別に定める要領により行うものとする。

(雇止めの予告)

第10条 理事長は、任期制職員就業規則第39条第2項の雇止めの予告を任期制職員に対して行う場合は、原則として、通知書(別紙様式第4)により行うものとする。

(解雇予告)

第11条 理事長は、任期制職員就業規則第45条第1項の解雇の予告を任期制職員及び

無期労働契約転換職員に対して行う場合は、原則として、解雇予告通知書（別紙様式第5）により行うものとする。

（所属長等の責務）

第12条 所属長等は、任期制職員及び無期労働契約転換職員の公募及び選考並びに教育及び管理を適切に行わなければならない。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行日以前から継続して雇用されている任期制職員については、施行日以前の雇用期間を通算するものとする。

（最長雇用期間）

第3条 第5条第1項のフレッシュキャリアの最長雇用期間欄の年齢については、当分の間次により取り扱うものとする。平成18年度においては61歳、平成19年度から平成21年度においては62歳、平成22年度から24年度においては63歳以下の者とする。

附 則（平成19年5月8日 19規程第30号）

この規程は、平成19年5月8日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月4日 19規程第36号）

この規程は、平成19年6月4日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月5日 19規程第66号）

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成19年12月3日 19規程第72号）

この規程は、平成19年12月3日から施行する。

附 則（平成21年3月23日 21規程第42号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日 22規程第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月11日 23規程第62号）

この規程は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月26日 24規程第21号）

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2. 採用依頼書（別紙様式第1-1及び第1-2）については、平成24年2月1日から適用する。

附 則（平成24年6月29日 24規程第45号）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第51号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第10号）

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（最長雇用期間の適用開始日）

2. 最長雇用期間の適用開始日については、次のとおりとし、当該日より起算する。なお、任期制職員の種類又は勤務形態等が変更されても当初の雇用開始日を起算日として、最長雇用期間を適用する。

(1) 平成25年4月1日以降に採用する者は、当初の契約日とする。

(2) 平成25年3月31日以前の採用で、1週間の勤務日数が3日以下又は1日の勤務時間が5時間45分以下の者は、平成25年4月1日以降の契約日とする。

(3) 平成25年3月31日以前の採用で、1週間の勤務日数が4日以上かつ1日の勤務時間が6時間以上である者は、当該勤務形態で契約した日とする。この場合、第5条の規定にかかわらず、最長雇用期間を5年とする。

附 則（平成26年1月28日 26規程第3号）

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年11月1日 26規程第56号）

この規程は、平成26年11月 1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第34号）

この規程は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則（平成28年4月28日 28規程第63号）

この規程は、平成28年4月28日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年6月3日 28規程第96号）

この規程は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月28日から適用する。

附 則（平成28年6月30日 28規程第109号）

この規程は、平成28年6月30日から施行する。

附 則（平成29年2月24日 29規程第4号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日 29規程第39号）

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則（平成30年6月12日 30規程第31号）

この規程は、平成30年6月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月26日 2019規程第28号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日 2021規程第4号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項に規定する「及び研究業務員」は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年4月6日 2021規程第36号）

この規程は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月1日 2021規程第69号）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日 2021規程第79号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日 2022規程第57号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月23日 2022規程46号）

（施行期日）

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2. 令和5年3月31日以前に採用されたNIMSポスドク研究員が任期制職員の種類をICY S研究員に変更する場合の第5条第1項に規定する雇用契約期間及び最長雇用契約期間の適用並びに別表2第3欄の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第30号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日 2023規程第90号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月24日 2023規程第109号）

この規程は、令和5年10月24日から施行する。

附 則（令和5年11月14日 2023規程第110号）

この規程は、令和5年11月14日から施行する。

附 則（令和7年4月3日 2025規程第68号）

この規程は、令和7年5月1日から施行する。

年次審査申請書

本人申請欄			
所 属			
職 名		当初任用年月日	
氏 名		生年月日(年齢)	()
業務の内容			
1 年間の業績 (具体的な実績を 記述して下さい。)			
以上のとおり、申請いたします。 年 月 日 氏名			
受入担当者評価欄			
職務遂行	☐ S ☐ A ☐ B ☐ C	コメント	
【評価基準】 S ：極めて優れた職務遂行能力を有する（職務に意欲を持って取組み、必要な専門知識等を十分に発揮した上で、期待した以上の取組を行っている。）、 A ：優れた職務遂行能力を有する、 B ：普通の職務遂行能力である、 C ：職務遂行能力が劣っている			
勤務状況・態度	☐ S ☐ A ☐ B ☐ C	コメント	
【評価基準】 S ：極めて良好、 A ：良好、 B ：普通、 C ：不良			
☐ 契約更新可 ☐ 契約更新不可	評価理由		
	年 月 日 職名 氏名		

※受入担当者評価欄の職務遂行及び勤務状況・態度のそれぞれが**B**以上の評価の場合のみ、契約更新可として審査すること。

無期労働契約転換申込書

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 殿

申込日 年 月 日

所属

氏名

私は、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員採用等規程第 6 条の規定に該当いたしますので、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

以上

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長

貴殿から 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので、通知します。

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

通知書

殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構

理事長

この度、当機構は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日をもって終了する貴殿との雇用契約を更新しないことと決定いたしましたので、国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則第 39 条第 2 項に基づき、ここに通知いたします。

以 上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

解雇予告通知書

殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構

理事長

この度、当機構は国立研究開発法人物質・材料研究機構任期制職員就業規則第 4 5 条の規定により、貴殿を解雇することを決定いたしましたので、ここに通知します。解雇日は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日といたします。

本通知は労働基準法第 2 0 条に基づく解雇予告です。（解雇予告手当は、貴殿の指定口座に〇〇月〇〇日（本日）振り込みます。）

なお解雇日までは従前どおり就業してください。

以 上

公募を必要としない変更

変更前の種類	変更後の種類	通算の最長雇用期間
N I M S 招聘研究員	N I M S 特別研究員	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
N I M S 特別研究員	N I M S 招聘研究員	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	N I M S 特別専門職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	N I M S エンジニア職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
N I M S ポスドク研究員	N I M S 特別研究員	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	N I M S エンジニア職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
I C Y S 研究員	N I M S 特別研究員	7 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 3 年まで延長することができる。 なお、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	N I M S ポスドク研究員	7 年 ただし、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。

	N I M S エンジニア職	7 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 3 年まで延長することができる。 なお、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
N I M S 招聘エンジニア	N I M S エンジニア職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	N I M S 特別専門職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
N I M S エンジニア職	N I M S 特別専門職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	N I M S ポスドク研究員	5 年
N I M S ジュニア研究員	研究業務員	5 年
研究業務員	N I M S エンジニア職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	事務業務員	5 年
事務業務員	N I M S 特別専門職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
	研究業務員	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
嘱託職員	N I M S 招聘研究員	5 年又は満年齢 6 5 年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さら

		に5年まで延長することができる。
	NIMS 特別研究員	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに5年まで延長することができる。
	NIMS 特別専門職	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに5年まで延長することができる。
	NIMS 招聘エンジニア	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに5年まで延長することができる。
	NIMS エンジニア職	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに5年まで延長することができる。
	研究業務員	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに5年まで延長することができる。
	事務業務員	5年又は満年齢65年までのいずれか短い期間

公募を必要とする変更

変更前の種類	変更後の種類	通算の最長雇用期間
NIMS ポスドク研究員	ICYS 研究員	5 年
NIMS エンジニア職	ICYS 研究員	7 年 ただし、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
NIMS ジュニア研究員	NIMS ポスドク研究員	10 年 ただし、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	ICYS 研究員	10 年 ただし、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。
	NIMS エンジニア職	5 年 ただし、あらかじめ人事委員会の審査により承認を得た場合には、さらに 5 年まで延長することができる。
研究業務員	NIMS ポスドク研究員	5 年
	NIMS ジュニア研究員	10 年 ただし、それぞれの種類において第 5 条第 1 項に掲げる最長雇用期間を超えることはできない。